

国民健康保険制度等を巡る議論等に対する意見

現在、財政制度等審議会等において、社会保障制度に関する様々な議論や意見の取りまとめ等が行われている。

国民健康保険制度等についても、歳出改革や都道府県のガバナンスの強化等の観点から、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一、更に普通調整交付金の配分方法の見直し等について、法制上の措置も含めて議論等が行われているが、国保等の保険者の苦境と被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反すると懸念される内容も散見される。

市町村においては、これまで地域の様々な事情や住民の声を考慮しつつ、長年にわたり国保等を運営してきた経緯があることから、地方との十分な協議もないまま、国が一方向的に議論等を押し付けることは受け入れられない。

また、検討課題とされている「生活保護受給者の国保等加入」については、日本国憲法第 25 条に定める、社会保障制度の最後の砦となる生活保護制度において果たすべき国の責任を放棄し、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、容認できない。国と地方との信頼関係に基づき実施している社会保障制度の根幹を揺るがし、国民健康保険制度等の破綻を招くものであることから、強く反対する。

令和 2 年 12 月 2 日

全 国 市 長 会
全 国 町 村 会